

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2019年9月10日
【会社名】	Genky DrugStores 株式会社
【英訳名】	Genky DrugStores Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 永 賢 一
【本店の所在の場所】	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
【電話番号】	0776(67)5240
【事務連絡者氏名】	財務部長兼IR広報室長 常 見 武 史
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
【電話番号】	0776(67)5240
【事務連絡者氏名】	財務部長兼IR広報室長 常 見 武 史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年9月6日開催の当社第2期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年9月6日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭

配当総額 189,717,187円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月9日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設並びに削除、文言修正等の整備及びこれら変更に伴う条数の調整、整備を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、藤永賢一、吉岡伸洋、内田一幸、山形浩幸の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松岡茂、今井順也、山田賢一の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額240,000千円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額24,000千円以内とするものであります。

第7号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件でストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを承認するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	108,731	245	0	(注) 1	可決 93.1
第2号議案 定款一部変更の件	108,639	331	0	(注) 2	可決 93.1
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
藤永 賢一	108,429	541	0	(注) 3	可決 92.9
吉岡 伸洋	108,639	331	0		可決 93.1
内田 一幸	108,637	333	0		可決 93.1
山形 浩幸	108,637	333	0		可決 93.1
第4号議案 監査等委員である取締 役3名選任の件					
松岡 茂	108,634	337	0	(注) 3	可決 93.1
今井 順也	108,636	335	0		可決 93.1
山田 賢一	108,582	389	0		可決 93.0
第5号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	108,503	465	4	(注) 1	可決 92.9
第6号議案 監査等委員である取締 役の報酬等の額決定の 件	108,552	416	4	(注) 1	可決 93.0
第7号議案 ストック・オプション としての新株予約権発 行の件	107,919	1,053	0	(注) 2	可決 92.4

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。